

「令和5年度奈良県医療費適正化市町村支援業務」の委託について、公募型プロポーザル方式により受託事業者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和5年2月24日

奈良県知事 荒井正吾

1 委託業務の概要

- (1) 業務の名称 令和5年度奈良県医療費適正化市町村支援業務
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで
- (3) 業務内容 医療費適正化の一層の推進のために、より実効性の高いデータヘルス計画の策定と効果的なPDCAの実施、さらには保険者努力支援制度での得点向上に資する取組の実施を目的として、県及び県内市町村の医療費、健康、実施体制等の課題を明確にし、地域の実情に応じた保健事業等の医療費適正化対策の提案・実行支援を行う。
- (4) 委託上限額 83,765,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

単体事業者にあつては、次に掲げる要件のうち(1)～(6)の全てを満たすこと、複数の事業者で構成される共同事業体にあつては、次に掲げる要件の(7)を満たすことを必要とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程による競争入札参加有資格者で、主たる営業種目を「Q4：検査・分析・調査業務」に登録している者であること（企画提案参加申込書の提出時点において登録が認められていれば可とする。）
- (5) 公告日から過去5年以内に、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）から医療・保健分野に係る調査分析業務を受注し、誠実に履行した実績を有していること。
- (6) 専門的な見地から分析、ヒアリング、事業提案等する必要があるため、県・市町村の保健事業等に精通した医師もしくは保健師と連携していること。
- (7) 共同事業体にあつては、次の要件①～⑤の全てを満たすこと。
 - ①共同事業体を構成する構成員（以下「構成員」という。）の全てが、上記(1)～(4)の要件を満たすこと。
 - ②共同事業体のいずれかの構成員において、上記(5)及び(6)の要件を満たすこと。
 - ③本プロポーザル手続及び本契約（契約に至った場合）に係る一切について県との連絡窓口を務める共同事業体の代表者が、構成員の中から選定されていること。
 - ④本業務を受託するに当たっての各構成員の役割分担が明確であること。

- ⑤構成員の全てが、単体事業者又は他の共同事業者の構成員として本プロポーザルに応募していないこと。

3 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 下記 4 (2) により配布する説明書及び様式に示した提出書類等の作成及び提出に関する条件に違反し、その補正に応じない場合
- (3) 価格提案書の金額が上記 1 (4) の委託上限額を超える場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (6) 上記 2 の参加資格要件が備わっていない場合
- (7) 一以上の審査項目についての記載がない場合
- (8) プレゼンテーション及び質疑応答に不参加の場合
- (9) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

4 参加手続等

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

①担 当 部 署：奈良県福祉医療部医療・介護保険局
医療保険課医療費適正化推進係

②問い合わせ先：〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地（奈良県庁本庁舎主棟 3 階）

TEL 0742-27-8547（直通）

FAX 0742-27-0445

※平日午前 9 時から午後 5 時まで

- (2) 説明書等の配布

①配 布 期 間：令和 5 年 2 月 24 日（金）～令和 5 年 3 月 20 日（月）

②配 布 方 法：以下の掲載場所よりダウンロードすること。

県ホームページのトップページ

→右上「メニュー」アイコン→右上「組織から探す」

→県の組織 →本庁 →医療保険課 →新着情報

- (3) その他

詳細は、上記 4 (2) により配布する説明書のとおり。

5 受託者の選定

上記 4 (2) により配布する説明書のとおり。

6 書類提出期限

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 質問票 | 令和 5 年 3 月 3 日 (金) 午後 5 時まで |
| (2) 参加申請書等 | 令和 5 年 3 月 14 日 (火) 午後 5 時まで |
| (3) 企画提案書等 | 令和 5 年 3 月 20 日 (月) 午後 5 時まで |

7 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、県は契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（下記（7）において「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）～（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

8 契約の解除

契約締結後、県との契約者が上記 7（1）～（8）のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、県は契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、当該契約者には、県に対する損害賠償義務が生じる。

9 その他

詳細は、上記 4（2）により配布する説明書のとおり。

なお、本業務の実施については、令和 5 年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託料の金額、委託期間等を見直した上で再募集を行うことがあ

る。この場合においても、本プロポーザルに要した費用を請求することはできないことを留意すること。

以上